

新潟県条例第24号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条及び別表において「法」という。）<u>第20条第2項の認定、同条第4項の検定又は同条第5項の試験に係る事務について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この条において「令」という。）第10条の2の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第3条第1項の許可又は法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認に係る事務について、令第16条の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、<u>別表</u>の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>4 法第20条第5項の規定により公安委員会が同条第2項の認定又は同条第4項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、<u>令第10条の2の表3の項又は4の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。）<u>第20条第8項に掲げる事務について、別表第1の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 法第43条に掲げる事務について、<u>別表第2の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、<u>別表第3の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>4 法第20条第5項の規定により公安委員会が同条第2項の認定（<u>別表第1及び別表第2において「認定」という。</u>）又は同条第4項の検定（<u>別表第1及び別表第2において「検定」という。</u>）に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条及び別表第1において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、<u>別表第1の3の項又は4の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係） （略）</p> <p>別表第2（第2条関係） （略）</p>

別表（第2条関係）
（略）

別表第3（第2条関係）
（略）

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。